

事務連絡
令和4年2月24日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「12月通知」という。）において、接種を検討・判断するためのヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の有効性・安全性（ベネフィットとリスク）に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供することとしております。

また、12月通知において、地域の医療機関に求められる役割として、HPVワクチンに関する最新の知見や、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制・医療体制等について理解を深めるよう努めることが望ましく、接種対象者等へ適切な対応をしていただくこととしています。

今般、最新の科学的知見等を踏まえ、別紙1から4のリーフレットについて、記載内容を更新するとともに、別紙4については、医療従事者にとっても読みやすい構成となるよう改訂しました。

つきましては、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供に当たって、改訂したリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただくとともに、改訂前のリーフレットは使用しないようご注意ください。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

(別紙内訳)

- 別紙1 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(概要版)」
- 別紙2 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(詳細版)」
- 別紙3 「HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット」
- 別紙4 「HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット」

(参考)

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報
提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>